

被災者など住宅確保要配慮者用の住宅登録について (依頼)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 8 条に規定する登録住宅 (セーフティネット住宅) について

このたび、セーフティネット住宅の登録を促すことを目的として、県・市町や(公社)全日本不動産協会兵庫本部等で構成するひょうご住まいづくり協議会が、登録手続きに必要な費用を助成します。

ついでには主旨に賛同いただき、当助成事業を活用して登録へのご協力を賜りますようお願いいたします。

[補助事業の概要]

(1) 補助の対象とする住宅・期間

対象は、申請時にセーフティネット住宅に未登録で、補助金交付決定後から 12 月 15 日(日)までの間にセーフティネット住宅登録システムへ登録が完了した物件とします。

集合住宅の 1 住戸から登録可能です。

登録には、入居を拒まない要配慮者の属性を選択することができ、すべての要配慮者を選択する必要はありません。

災害発生後に被災者が速やかに入居できるよう「被災者の入居を拒まない住宅」として登録することもできますが、「被災者」のみの登録は補助対象外となります。

「高齢者、障害者、被災者の入居は拒まない」のように、被災者のほか、他の要配慮者を含む複数の属性を選択してください。

(2) 交付申請期限

11 月 29 日(金)までに申請してください。

(3) 補助金の額

登録戸数 1 戸につき 2 千円とします

※申請戸数に上限はありませんが、先着順にて予算の範囲内において交付決定します。よって申請受付を期限よりも早く締め切ることがあります。

(4) 詳しい助成制度の内容、様式は次のサイトをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/h30touroku-kyojuushien.html>

(5) 問合せ・申請先

ひょうご住まいづくり協議会事務局 (兵庫県住宅政策課住宅行政班内)

〒650-8567 (住所記載不要) 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電 話 : 078-362-9295 ファクシミリ : 078-362-9458

e-mail : jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(受付時間 : 9:00~17:30 (土日祝日を除く。))